

道路運送法第9条第5項に基づき提出された意見

募集期間：令和7年12月8日（月）から12月19日（金）まで

告知方法：広報いるま12月号、市公式ホームページにより告知

提出方法：都市計画課窓口に持参、電子メール、FAX、郵送のいずれかの方法で提出

意見提出者数：3人

| No. | 意見等の概要 | 意見に対する市の考え方 |
|-----|--|--|
| 1 | <p>①物価が高騰している状況なので、バスの現金運賃も一律50円値上げすることが望ましい。値上げした分を利用し、すべてのバス停留所に屋根とベンチがある待合所を設置してほしい。そうすれば、高齢者、障害者及び体調に不安を抱えている方々にとって、安心して快適にバスを利用することができる。</p> <p>②現金運賃を値上げする一方で、IC運賃を一律10円値下げすることを検討してほしい。乗客からの正確な現金運賃の受領及びバスの運転手の過大なストレス等を軽減する必要があることから、5年後を目途に、バスの完全キャッシュレス化を実現してほしい。</p> | <p>運賃について、ご意見として承ります。</p> <p>入間市コミュニティバスの運賃設定については、路線バスやタクシーなどの既存の公共交通と競合しないよう配慮し、運行経費の確保、持続的な運行が可能となるように設定する必要があります。今後、入間市地域公共交通計画に基づき、地域の皆様や地域公共交通協議会の意見を踏まえ検討してまいります。</p> <p>その他の事項は、ご意見として承り、今後の施策等の参考とさせていただきます。</p> |
| 2 | <p>バスの燃料費が値上がりしているため、コミュニティバスの運賃も値上げした方がよい。運賃を据え置くことにより、運行補填料がさらに増えるようでは本末転倒である。</p> | <p>ご意見として承ります。</p> <p>入間市コミュニティバスの運賃設定については、路線バスやタクシーなどの既存の公共交通と競合しないよう配慮し、運行経費の確保、持続的な運行が可能となるように設定する必要があります。今後、入間市地域公共交通計画に基づき、地域の皆様や地域公共交通協議会の意見を踏まえ検討してまいります。</p> |
| 3 | <p>過去5年間の乗車人数、運賃収入、運行経費、市負担額の資料を掲載するべきである。重要な情報を市民に知らせず、路線の見直しや運賃の意見募集をすることは不誠実ではないか。募集期間も12日間と短く非常識である。令和8年4月1日の運行開始予定日に無理に合わせようとするのではなく、市民に対して慎重かつ丁寧な説明が必要ではないか。</p> <p>公共交通機関が少ない地域住民の生活を支える上で重要な役割を担うコミュニティバスを利用している高齢者、障害者及び免許を返納せざるを得なかった人々に対し、しっかり寄り添った事業を展開してほしい。</p> <p>体験例として、孫と一緒に買い物をすることで、脳の活性化を促し、社会とのつながりを保つ良い機会となった。認知症予防対策の一環として、市内在住の小学生の子ども運賃を無料にしてほしい。</p> | <p>今回は運賃の変更は予定していないため、募集期間を12日間で設定し意見募集を実施しました。実施方法について、ご意見として承り、丁寧な説明を行ってまいります。</p> <p>今後も、入間市地域公共交通計画に基づき、コミュニティバス利用者及び地域の皆様のご意見を伺いながら、地域の足である公共交通の維持に努めてまいります。</p> <p>認知症予防対策としての子ども運賃の無料化については、入間市コミュニティバスの活用方法及び福祉事業に関するご意見として関係部署に共有し、今後の参考とさせていただきます。</p> |